

支 払 基 金  
平成 2 5 年 9 月 1 3 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 5 年 9 月 1 3 日付け厚生労働省告示第 2 9 8 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日であることから、平成 2 5 年 9 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

1 特定器材コードの新設

平成 2 5 年 1 0 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額 種別	金額
710010733	人工股関節用材(大腿骨側材・骨頭用・バイポーラカップ(2))	1	134,000
710010734	人工膝関節用材(大腿骨側材・片側置換用(3))	1	178,000
710010735	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎・骨盤再建・三次元)	1	71,300
710010736	髄内釘(横止めスクリュー・特殊型)	1	17,700
710010737	植込型除細動器(3型・MRI対応型)	1	3,150,000
710010738 <sup>1</sup>	植込型除細動器(3型・MRI対応型)・指定番号BZX00292	1	3,230,000
710010739 <sup>2</sup>	植込型除細動器(3型・MRI対応型)・指定番号BZX00294	1	3,230,000
710010740	植込型除細動器(5型・MRI対応型)	1	3,210,000
710010741 <sup>1</sup>	植込型除細動器(5型・MRI対応型)・指定番号BZX00292	1	3,290,000
710010742 <sup>2</sup>	植込型除細動器(5型・MRI対応型)・指定番号BZX00294	1	3,290,000
710010743	両室ペーシング機能付き植込型除細動器(単極又は双極用・MRI)	1	4,300,000
710010744 <sup>3</sup>	両室ペーシング機能付き植込型除細動器・単極又は双極・MRI・指定	1	4,410,000
710010745	バルーン拡張型人工生体弁セット	1	4,310,000
710010746 <sup>4</sup>	バルーン拡張型人工生体弁セット・指定番号	1	4,530,000

特定器材 コード	特定器材名	金額 種別	金額
710010747	血管内塞栓材	1	8,670
710010748	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎・骨盤再建・三次元)	1	71,300

- 1 薬事法承認番号「22500BZX00292000」を付与されたものに対しては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間この金額となります。
- 2 薬事法承認番号「22500BZX00294000」を付与されたものに対しては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間この金額となります。
- 3 薬事法承認番号「22500BZX00293000」を付与されたものに対しては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間この金額となります。
- 4 薬事法承認番号「22500BZX00270000」を付与されたものに対しては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間この金額となります。

## 2 特定器材名称の変更

平成25年10月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更後	変更前
738440000	人工股関節用材(大腿骨側材・骨頭用・パイポラカップ(1))	人工股関節用材(大腿骨側材・骨頭用・パイポラカップ)
734320000	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎・骨盤再建・標準)	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎骨・骨盤再建用)
730660000	植込型除細動器(3型・標準型)	植込型除細動器(3型)
710010658	植込型除細動器(5型・標準型)	植込型除細動器(5型)
710010059	両室ペーシング機能付き植込型除細動器(単極又は双極用・標準)	両室ペーシング機能付き植込型除細動器(単極又は双極用)
710010125	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎・骨盤再建・標準)	固定用内副子(プレート)(その他・標準・下顎骨・骨盤再建用)

## 3 材料価格の変更

平成25年10月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010178	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状 パラタルバー用	796	758